

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 米穀とう精業者の登録  
基本測量の終了
- 土地改良区役員の退任及び就任  
代表者会議の区域改正  
豚の移入禁止区域の指定  
保安林の解除予定  
肝つつ検査等の実施
- 選管告示  
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の場所等

## 告示

鳥取県告示第二十四号  
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）

第三十五条第一項の規定にもとづき次のとおり米穀とう精業者の登録をした。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県知事 遠藤

茂

登録番号 第三三三三号

氏名 網師喜吉

工場の所在地 鳥取市賀露町一、五一〇の二

## 鳥取県告示第二十五号

次の区域における基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

作業地域 米子市、倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡、東伯郡

## 鳥取県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が退任および就任



会等に関する法律に基く代表者会議の区域についての一  
部を昭和三十二年一月一日次のように改正した。

昭和三十二年一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称および区域(委員会)中

「岩美西部」大成村、宇倍野村、津ノ井村を

「岩美西部」国府町、津ノ井村を

「鳥取市東部」を

「鳥取市東部」を

「鳥取市西部」を

「鳥取市西部」を

「八頭中央」を

「八頭中部」を

「八頭東部」安部村、八東村、丹比村、若桜町を

「八頭東部」八頭村、丹比村、若桜町を

「智頭」を

「八頭南部」を

「北浜」を

「東伯東部」を

「由良川」を

「東伯中部」を

「三朝」を

「東伯南部」を

「船山」を

「東伯西部」を

「倉吉第一」を

「倉吉第二」を

「倉吉南部」を

「汗東」を

「西伯東部」を

「汗西」を

「西伯中部」を

「箕蚊屋」県村、春日村、大高村、日吉津村、岸本町を

「西伯西部」伯仙町、米子市(旧春日村地区)日吉津村、岸本町を

「弓浜」を

「境港」を

「口日野」を

「日野北部」を

「奥日野」を

「日野南部」を

「日野南部」を

鳥取県告示第二十八号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定による移入を禁止する区域として大阪府を指定する。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二十九号

次の保安林を解除予定森林にする旨の通知を受けたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

森 林 所 在 地 全 面 積 要 解 除 実 施 業 要 件 指 定 の 目 的 申 請 者

市 郡 町 村 大 字 字 地 番 台 帳 見 込 又 是 測 又 是 見 込 面 積 施 業 要 件 理 由 及 び 解 除 の 住 所 氏 名

岩美 岩美 本庄 茶屋ヶ谷 九四五 二、九〇一 町 四、八三〇 町 四、八三〇 町 小面積の土砂流出防備 鳥取県岩美郡岩美町 田中重太郎

区分皆伐 指定理由の消滅

鳥取県告示第三十号  
 次のように肝てつ検査並びに駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛 但し生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法  
肝てつ検査——皮内注射反応法、虫卵検査法  
肝てつ駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月八日	西伯郡西伯町	同上
九日	岸本町	同上
十一日	〃	〃
十四日	〃	〃
十五日	〃	〃
十八日～二十日	〃	〃
二十二日	米子市	〃
二十五日～二十七日	〃	〃
四日～八日	日野郡多里村	〃
十一日～十五日	石見村	〃
十八日～二十三日	高宮村	〃
二十五日～二十八日	福栄村	〃
五日	西伯郡名和町	〃
六日	大山町	〃
七日	〃	〃
八日	〃	〃
九日	淀江町	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員による鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 場所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十三年一月二十四日午前十一時